

～主な保険商品における補償の取扱いについてのご案内～

新型コロナウイルス感染症につきまして、保険金のお支払い対象となる主な弊社商品の補償の取扱いについてご案内します。なお、補償内容の詳細については、各商品の約款^(*)をご確認ください。

(*)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」)改正(2021年2月13日施行)に関する改定等、新型コロナウイルス感染症に関する商品改定については、[こちらの](#)「新型コロナウイルス感染症に関する各種商品の改定について」をご確認ください。

1. 主な個人向け商品について (2023年5月8日現在)

商品名		保険金のお支払いについて
所得補償保険		新型コロナウイルス感染症により就業不能となった場合に、保険金のお支払い対象となります。
ジョイエ医療保険		新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。
労災あんしん保険		新型コロナウイルス感染症により、「業務上疾病」として労災保険法等により給付が決定された場合に、保険金のお支払い対象となります。
海外 旅行 保険	疾病死亡保険金支払特約	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として責任期間中に死亡された場合もしくは責任期間の終了後 72 時間以内に治療を開始し、責任期間の終了日を含めて 30 日以内に死亡された場合に保険金のお支払い対象となります。
	疾病治療費用補償特約	新型コロナウイルスを直接の原因として責任期間の終了後 72 時間以内に医師の治療を開始した場合に保険金のお支払い対象となります。
	治療・救援費用補償特約	
	旅行変更費用補償特約	以下①～④のいずれかに該当し、出国を中止または途中で取りやめ帰国した場合に保険金のお支払い対象となります。 ①被保険者、同行予約者または被保険者等の親族の方が死亡した場合または危篤になった場合 ②被保険者、同行予約者または被保険者等の親族の方が所定の期間入院した場合 ③渡航先に対して、日本国政府から「退避勧告」または「渡航中止勧告」が発出された場合 ④被保険者、同行予約者に対して官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合

※日常生活傷害補償保険、ジョイエ傷害保険の特定感染症危険補償特約については、新型コロナウイルス感染症は補償対象としている「特定感染症」の範囲に含まれないため、保険金のお支払い対象外となります。

2. 主な企業向け商品について（2023年5月8日現在）

※2023年7月1日付で下記商品につきまして、商品改定を行います。詳細につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

<2023年7月1日以降始期契約>

商品名	保険金のお支払いについて
企業財産総合保険(ビジネスプロパティ):特定感染症等利益補償特約	保険金のお支払い対象とはなりません ^(*) 。
統合賠償責任保険(ビジサポ):特定感染症等事業者費用補償特約	

(*)感染症法およびその他法令等により、新型コロナウイルス感染症が、保健所等による消毒の命令・指示を行うことができる感染症に該当する場合は、2023年6月30日以前始期契約同様、保険金のお支払い対象となります。

<2023年6月30日以前始期契約>

商品名	保険金のお支払いについて
企業財産総合保険(ビジネスプロパティ):特定感染症等利益補償特約	保健所等による消毒の命令・指示への対応のために、または、必要かつ有益な消毒を行うために、被保険者が休業した場合に限り、保険金のお支払い対象となります。
統合賠償責任保険(ビジサポ):特定感染症等事業者費用補償特約	従業員等の罹患が判明したために、または、保健所等による消毒の命令・指示への対応のために、もしくは、必要かつ有益な消毒を行うために、記名被保険者が費用を負担した場合に、保険金のお支払い対象となります。